

答 申 第 5 8 号
(諮 問 第 5 8 号)

平成 30 年 3 月 23 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 29 年 10 月 30 日付け鎌再第 459 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 28 年 9 月 8 日付けで審査請求人が行った「受託者及び公開請求者が分かる、調査検討対象地区範囲図面の公開を請求する。」との行政文書公開請求に対して実施機関鎌倉市長が平成 28 年 9 月 23 日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 28 年 9 月 8 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「受託者及び公開請求者が分かる、調査検討対象地区範囲図面の公開を請求する。」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 28 年 9 月 23 日付け鎌倉市指令深地第 32 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 28 年 11 月 11 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 28 年 11 月 11 日付けで提出した審査請求書、平成 29 年 1 月 5 日付けで提出した反論書、同年 11 月 8 日付けで提出した意見書及び平成 30 年 1 月 22 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 実施機関が発注した「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）」の仕様書で示す調査範囲は「鎌倉市寺分字陣出

8 番地 8 他」と場所が載っているだけで図面が添付されていないのに、成果品（報告書）では藤沢市村岡地区も調査範囲に含んでいるのはおかしい。契約書に図面がなければ受託業者は調べようがないため、なんらかの図面はあるはずである。

イ 不存在決定通知書に「調査検討対象地区範囲図面については平成 28 年 9 月 1 日付け鎌倉市指令深地第 24 号において、「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）」報告書内の調査検討対象地区範囲がわかる図面を公開しています。上記以外の文書が存在しないか、大船駅周辺整備事務所内を探索しましたが、対象となる文書は確認できませんでした」とあるが、公開されたのは平成 20 年 3 月の成果品にある図面である。調査業務委託したときの検討対象地区図の公開を求める。

ウ 藤沢市の「村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約書」にある検討対象区図では調査範囲が明確になっていることから、鎌倉市にも同様の文書があるはずである。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

平成 28 年 12 月 14 日付けで提出された弁明書及び平成 29 年 11 月 27 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）」委託契約書の決裁文書を確認したところ、契約時の調査範囲として、仕様書内の「第 2 履行場所 鎌倉市寺分字陣出 8 番地 8 他」との記載はあったが、これの範囲を示す図面の添付はなかった。また、大船駅周辺整備事務所内を探索したが、該当する文書はなかった。
- (2) 委託業務の報告書である「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）」報告書の中で、調査範囲は、業務の中で設置した検討委員会において、既往調査を基に決定している旨の記載があるため、検討対象エリアを業務の中で決定したと考えられる。

これらのことから、本件請求対象文書は物理的に存在しないと判断し、不存在と決定した。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関から各々の主張を聴取した結果、次のように判断した。

審査請求人は、実施機関が発注した「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）」委託契約の仕様書で示す調査範囲は「鎌倉市寺分字陣出 8 番地 8 他」と場所が載っているだけで調査範囲の分かる図面が添付されておらず、契約書に図面がなければ受託業者は調べようがないため、なんらかの図面はあるはずであると主張する。

実施機関は「平成 19 年度深沢地区事業促進調査業務（その 1）報告書」の 5 ページで、調査範囲は、既往調査を基に決定している旨の記載があるため、検討対象エリアを業務の中で決定したと考えられることから、契約当時には調査範囲を示す図面はなかったものと判断したと説明する。

上記の実施機関の説明に特段の不自然な点や不合理な点は見当たらず、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 9 / 8	行政文書公開請求書が提出される
9 / 2 3	行政文書不存在決定通知書送付
1 1 / 1 1	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：再開発課）
1 2 / 1 4	処分庁が弁明書を提出
2 9 / 1 / 5	審査請求人が審査庁に反論書及び口頭意見陳述申出 書を提出
7 / 2 8	口頭意見陳述を実施
1 0 / 3 0	審査会に対し諮問
1 1 / 6	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
1 1 / 8	審査請求人から意見書を受理
1 1 / 2 7	第 9 0 回 審査会で審議 （処分庁からの口頭による決定理由説明）
3 0 / 1 / 2 2	第 9 2 回 審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
2 / 1 9	第 9 3 回 審議会で審議
3 / 2 3	答申（答申第 5 8 号）